

市立長浜病院会議録作成支援サービス利用仕様書

1 物品名称

市立長浜病院会議録作成支援サービス利用

2 目的

音声を自動的に認識してテキストに変換するシステムを導入することで、院内の会議・審議会等の議事録の作成に要する職員の作業時間を削減し、業務の効率化を図る。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

※ただし、サービス利用は令和6年10月1日からとする。

4 物品概要

音声ファイルをアップロードすることにより会議等の音声ファイルのテキスト化を行うシステムをクラウドサービスにて提供する。ただし、利用開始時にスムーズに利用が開始できるような環境設定を行うこと。

5 サービス等の要件

(1)基本機能

- ① クラウドサービスであること。
- ② テキスト変換する音声の時間は月あたり、100時間以上利用できること。
- ③ アップロードした音声ファイルをテキスト化し、認識結果ファイルをダウンロードできること。
- ④ Microsoft Edge で利用が可能であること。
- ⑤ サービス提供開始後、契約終了の日まで24時間常時利用可能であること。
- ⑥ 通信及びクラウド上のデータに対し、暗号化等による情報セキュリティの対策が講じられていること。
- ⑦ ログイン時に、ユーザーID及びパスワードによる認証を行えること。
- ⑧ ユーザーごとに、処理依頼と認識結果編集機能を利用できる一般ユーザーと、一般ユーザーの権限に加えて全てのユーザーの利用状況が確認できる権限等を有する管理者ユーザーのいずれかが設定できること。
- ⑨ 契約の更新があった場合には、ユーザーID等を引継ぎ、そのまま継続してサービスが利用可能であること。
- ⑩ システムに登録可能なユーザー数は1,000以上とすること。
- ⑪ 複数ユーザーが同時にログインし、処理依頼及び認識結果ファイルのダウンロード

ドをすることが可能であること。

- ⑫ 利用にあたり Web ブラウザ以外の特別なアプリケーションのインストールを必要としないこと。

(2)音声認識機能

- ① 音声ファイル（MP3、WMA、WAV、M4A）、動画ファイル（WMV、MP4）に対し、音声認識できること。
- ② 会議等の複数の発言者による自然発話の音声をテキスト化できること。
- ③ 不特定の話者に対応し、話者の音声の事前登録及び事前学習が不要であること。
- ④ 話し言葉が認識できること。
- ⑤ 間投詞等の不要語を認識し、意味ある単語と区別できること。
- ⑥ 音声認識に用いる語彙をユーザー辞書の登録により追加できること。
- ⑦ 医療に関する専門用語の音声認識ができること。

(3)処理依頼及びファイル管理機能

- ① 処理依頼してから認識結果ファイルのダウンロードが可能となるまでの時間が、音声ファイル等の長さと同等の時間内であること。
- ② 認識結果ファイルは、一般的なソフトウェアが扱えるテキスト形式又はワード形式で出力できること。
- ③ 処理依頼に係る音声ファイルおよび認識結果ファイルへのアクセスは、当該処理依頼を行ったユーザーと管理者ユーザーのみが行えること。
- ④ テキスト化をする音声ファイルの件数に制限がないこと。
- ⑤ ユーザーごとに自らの利用状況として、処理依頼回数、処理依頼時刻、認識結果ファイル完成時刻、音声ファイルの長さの確認ができること。

(4)管理者機能

管理者ユーザーについては、一般ユーザーの機能に加え、次のことが行えること。

- ① 一般ユーザーの作成、削除、変更
- ② 全てのユーザーが行った処理依頼に係る音声ファイル等および認識結果ファイルへのアクセス
- ③ 全てのユーザーの利用状況の確認

6 保守サポート

- (1)対応時間は、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。メンテナンス等でやむを得ずサービスを一時停止する場合は、あらかじめ当院に連絡を行うこと。
- (2)メール、電話等による問い合わせ対応を行うこと。

- (3)必要に応じて全てのユーザーの操作履歴のログを提出すること。
- (4)重大なインシデントが発生した際は、直ちに当院に報告し、適切な措置を講じること。

7 契約期間満了時の対応

契約期間満了時には、すみやかに蓄積した音声データ及び認識結果データの確実な消去を実施し、発注者へ報告すること。ただし契約の更新があった場合は除く。

8 導入事例

当サービスが医療機関で導入された実績を有していること。

9 請求及び支払方法

- (1)利用料は、月額料金とする。
- (2)利用料は、毎月後払いとする。

10 その他

- (1)受注者は、本業務を遂行する上で知り得た発注者の業務に関する情報について、その秘密を厳守し第三者への漏洩を防止するとともに、必要かつ十分な管理的措置を施すこと。
- (2)受注者の従業員及び受注者の従業員であった者は、契約の締結に際して知り得た発注者の情報を契約の存続期間のみならず、契約の終了後及び解除後においても、第三者に漏らしてはならない。
- (3)仕様に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者が協議して定めるものとする。